

平成15年12月8日

第26回生命倫理専門調査会(11月28日)に出された西川委員の意見書に
対する意見

生命倫理専門調査会委員

勝木元也

(岡崎国立共同研究機構・基礎生物学研究所・所長)

第26回生命倫理専門調査会に於いて、西川委員から、再生医療に向けての
研究の状況が意見として報告されました。

最後に再生医療を待ち望む人々の声に対して、なぜそれに答えられないのか
について明確にすることが求められていると結んであります。

私も、その通りだと思います。それに答えるには、患者さんたちに可能性の
夢ではなく、本当に再生医療が可能かどうかをきちんと示すべきです。どんな
治療法も、夢に終わることの残酷さを考えれば、確実なものになるまでは、慎
重に発言すべきであることが医師のつとめではないかと思えます。西川委員が
出されたものは、動物実験の段階でも、まだきわめて初期の段階で、その成功
率は厳しく、分化した細胞が、正常の細胞と同じ運命のものであるかは依然と
して不明です。

受精卵から発生し、様々な組織や臓器の細胞が生まれ、個体に発生するまで
の、それぞれの細胞がたどる運命のことを細胞系譜といいます。古くから、発
生生物学の最も重要な研究対象ですが、細胞は、その系譜をたどる道筋がある
程度決まっており、血管が骨になることはありません。それは、何らかの後戻
りや変化を抑える仕組みが、正常の発生過程には組み込まれているからだと考
えられています。その仕組みには、遺伝子の働きを調節するDNAのメチル化や、
最近では、RNAの未知の機能なども関係しているのではないかと考えられるよう
になってきました。これは培養によって起こる多分化能の獲得という正常でな
い環境で分化した細胞の性質を調べる上で、重要な要件になっています。見か
け上同じに見える細胞が、移植された後にも安定に存在しうるのかということ
こそが再生医療の可能性を開く研究であろうと考えられているのです。

動物実験での研究段階では、まだクローン胚が正常に再現性よく発生するこ

とは確認されておらず、死産や、正常ではきわめて稀な細胞の異常が見いだされております。よく人と動物とは異なっているから、動物実験は当てにならないとの意見を聞きますが、それは、薬の効き目など個別性が高い現象に於いてであって、生物学に普遍的に存在する細胞系譜や細胞分化の原理的メカニズムは人にも適応されるというのが現代科学の常識です。このような状況で、ヒト胚を使った研究を計画するとなると、その数も莫大なものになり、胚の提供を強要することになりかねません。

さらにヒト ES 細胞が我が国でも樹立され、やっとその使用実験が始まったばかりです。西川委員でも、まだ再生医療に ES 細胞が真に有効であるという確信があつてのお話とは思えません。現状では、難病に苦しむ方々にとってもむなししい希望になってしまわないためにも、また同時に、その方々も他人の犠牲については大いに心配されているのではないかと思いますので、もう少し確信が持てるまでは、自重すべきであると考えております。この議論は、西川委員の意見に沿って再生医療についてその有用性を認めるとする場合に於いても、以上のような意見であることを申し上げました。

一方、このような有用性に関する議論と、その行為自身が招くであろう社会的な混乱について、どちらを重く見るかは、それぞれに異なっていることは事実です。私は、医療行為には個人の救済にとどまる場合の問題と、個人の救済が、社会の混乱や生物学的混乱を招く場合とがあると考えます。その観点から生殖医療や、ヒト胚を材料として個人の救済が行われることには、きわめて慎重でなければならないと考えております。一般論として、再生医療などといってしまうと、神経細胞の移植が本当に人格の変更につながらないのか、皮膚移植の場合には深刻さは少ないのではないのかなど、個別に判断されるべき事柄が消えてしまい、大きな社会問題の可能性を残してしまうと考えています。

これらの新しい技術の開発とその応用がもたらす社会の反応は、我が国では現状追認が主体になっているように思います。そうである以上、人体改造や人体材料の商業化、および医療行為の商業化につながりかねない「取り返しのつかない」ヒト胚の医療利用に関しては、きわめて慎重であるべきだと思います。

再生医療についての西川先生のご意見がでましたので、生物学者として考え方を述べました。